

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学委員会規程

平成16年4月1日
規程第 7 号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学基本規則（平成16年基本規則第1号）第26条第2項の規定に基づき、委員会に関し必要な事項を定める。

(委員会の種類)

第2条 次に掲げる委員会を置く。

- (1) 全学教育委員会
- (2) 総合安全衛生管理委員会
- (3) 安全衛生委員会
- (4) 放射線安全委員会
- (5) 遺伝子組換え生物等安全管理委員会
- (6) 知的財産審議会
- (7) 情報公開委員会
- (8) 人権問題及びセクシュアル・ハラスメント防止委員会
- (9) 全学情報管理・個人情報保護委員会
- (10) 21世紀COEプログラム戦略推進本部会議
- (11) 日本学生支援機構学資金返還免除候補者学内選考委員会
- (12) 動物実験委員会
- (13) 利益相反審議会
- (14) 施設検討委員会

(審議事項及び委員)

第3条 委員会の審議事項及び委員は、別表のとおりとする。

(委員の任期)

第4条 委員のうち次に掲げる者の任期は、2年とし、再任されることができる。ただし、委員の在職する期間は、当該委員を指名又は委嘱する学長又は研究科長の在職する期間を限度とする。

- (1) 学長が指名する職員
- (2) 学長が指名する衛生管理者
- (3) 学外の学識経験者
- (4) 学長が必要と認める者
- (5) 研究科長が指名する教員

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学長又は学長が指名する者をもって充てる。
2 委員長は、委員会を主宰する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が委員長の職務を代行する。

(専門部会)

第6条 委員会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(委員以外の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させることができる。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年1月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年3月15日から施行する。ただし、第2条第13号の規定は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月21日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成17年10月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年6月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年11月15日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年7月26日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

| 委員会 | 審議事項 | 委員 |
|-------------|---|--|
| 全学教育委員会 | (1) 入試に関する事項 (2) 教務に関する事項 (3) 入学料及び授業料免除及び奨学支援に関する事項 (4) 学生宿舎に関する事項 (5) 就職支援に関する事項 (6) その他全学的な教育体制及び学生支援に関する事項 | (1) 学長が指名する理事 (2) 保健管理センター所長 (3) 各研究科長が指名する教員 各2人 (4) その他学長が指名する職員 |
| 総合安全衛生管理委員会 | (1) 安全衛生の体制に係る総合調整に関する事項 (2) 安全衛生の計画に係る総合調整に関する事項 (3) 安全衛生の評価に係る総合調整に関する事項 (4) 安全衛生の改善に係る総合調整に関する事項 | (1) 総括安全衛生管理者 (2) 保健管理センター所長 (3) 学長が指名する衛生管理者 1人 (4) 学長が指名する安全主任者 1人 (5) 放射線取扱主任者 (6) 環境安全衛生管理室長 (7) 各研究科長が指名する教員 各1人 (8) その他学長が指名する職員 2人 |
| 安全衛生委員会 | (1) 学生及び職員の危険の防止に関する事項 (2) 学生及び職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する事項 (3) 安全衛生に係る災害の原因及び再発防止対策に関する事項 | (1) 総括安全衛生管理者 (2) 保健管理センター所長 (3) 学長が指名する衛生管理者 1人 (4) 安全衛生に関し経験を有するものうちから学長が指名する職員 2人 |
| 放射線安全委員会 | (1) 放射線及びエックス線障害に対する対策及び処置に関する事項 (2) 放射線及びエックス線障害防止に必要な学内規約等の制定及び改廃に関する事項 | (1) 総括安全衛生管理者 (2) 保健管理センター所長 (3) 各研究科長が指名する教員 各1人 (4) 放射線取扱主任者 |

| 委員会 | 審議事項 | 委員 |
|------------------|--|---|
| | (3) 放射線施設及び装置の新設、拡充、改廃並びに使用核種の追加又は使用数量の増加等に関する事項 (4) その他放射線及びエックス線障害防止に関する事項 | (5) 学長が指名する管理区域責任者（エックス線作業主任者） 1名 (6) 施設管理責任者 (7) 安全管理責任者 (8) その他学長が指名する職員 |
| 遺伝子組換え生物等安全管理委員会 | (1) 遺伝子組換え生物等の第2種使用等をする間に執る拡散防止措置に係る適法性の審査に関する事項 (2) 遺伝子組換え生物等の取扱い及び安全管理に関する事項 (3) 実験従事者に係る教育訓練及び健康管理に関する事項 (4) 危険時及び事故時の必要な処置並びに改善策に関する事項 (5) 施設の適合性の審査に関する事項 (6) その他遺伝子組換え生物等安全管理に関する事項 | (1) 総括安全衛生管理者 (2) 保健管理センター所長 (3) 安全主任者 若干名 (4) 学外の学識経験者 1名 (5) その他学長が指名する職員 |
| 知的財産審議会 | (1) 知的財産の帰属に係る認定等についての異議申し立てに関する事項 (2) その他知的財産に関する事項 | (1) 学長 (2) 学長が指名する理事 1人 (3) 知的財産本部長 (4) 各研究科長 (5) その他学長が必要と認める者 |

| 委員会 | 審議事項 | 委員 |
|--------------------------|---|---|
| 情報公開委員会 | (1) 情報公開に係る基本方針に関する事項 (2) 情報公開に係る基準に関する事項 (3) 情報公開の実施に関する事項 | (1) 学長が指名する理事 1人 (2) 附属図書館長 (3) 先端科学技術研究調査センター長 (4) 保健管理センター所長 (5) 各研究科長が指名する教員 各1人 (6) 事務局長 (7) その他学長が指名する職員 |
| 人権問題及びセクシュアル・ハラスメント防止委員会 | (1) 人権問題の啓蒙に関する事項 (2) セクシュアル・ハラスメントの防止に関する事項 (3) セクシュアル・ハラスメント被害の調査に関する事項 | (1) 学長が指名する理事 1人 (2) 保健管理センター所長 (3) 各研究科長が指名する教員 各1人 (4) 教育研究支援部長 (5) 経営企画部長 (6) その他学長が指名する職員 |
| 全学情報管理・個人情報保護委員会 | (1) 情報管理に係る事業計画に関する事項 (2) 情報管理施設及び設備の維持に関する事項 (3) 情報ネットワーク倫理に係る調査に関する事項 (4) 保有する個人情報管理に関する重要事項 | (1) 学長が指名する理事 2人 (2) 附属図書館長 (3) 情報科学センター長 (4) 保健管理センター所長 (5) 各研究科長が指名する教員 各1人 (6) 教育研究支援部長 (7) 経営企画部長 (8) 企画総務課長 (9) 学生課長 (10) 学術情報課長 (11) その他学長が指名する職員 若干名 |

| 委員会 | 審議事項 | 委員 |
|---------------------------|---|---|
| 21世紀COEプログラム 戦略推進本部会議 | (1) 21世紀COEプログラムの計画に関する事項 (2) 21世紀COEプログラムの実施に関する事項 (3) 21世紀COEプログラムの評価に関する事項 | (1) 学長 (2) 学長が指名する理事 2人 (3) 各研究科長 (4) 先端科学技術研究調査センター長 (5) 拠点リーダー (6) 事務局長 (7) その他学長が必要と認める者 |
| 日本学生支援機構学資金返還免除候補者学内選考委員会 | (1) 独立行政法人日本学生支援機構の第一種学資金の貸与を受けた学生のうち、返還免除を申請した者に対する在学中の業績評価及び返還免除の候補者の選考に関する事項 (2) 前号の業績を総合的に評価するための評価項目の設定に関する事項 | (1) 学長 (2) 学長が指名する理事 2人 (3) 各研究科長 (4) 各副研究科長 (5) 保健管理センター所長 (6) 事務局長 |
| 動物実験委員会 | (1) 動物実験の計画立案に関する事項 (2) 動物実験の実験に関する事項 | (1) 遺伝子教育研究センター長 (2) 動物実験を行う教授又は准教授 若干名 (3) その他遺伝子教育研究センター長が必要と認める者 |
| 利益相反審議会 | (1) 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学利益相反マネジメント規程第6条第1項に規定する判定の結果に対する異議申立てに関する事項 (2) 利益相反について学長が諮問する事項 | (1) 学長 (2) 各理事 (3) 学長が委嘱する学外の有識者 (4) その他学長が必要と認める者 |

| 委員会 | 審議事項 | 委員 |
|---------|--|---|
| 施設検討委員会 | (1) 中・長期的な施設計画に関する事項 (2) 施設の整備及び維持管理に関する事項 (3) 施設の全学的な有効活用に関する事項 (4) その他施設に関して学長が諮問する事項 | (1) 学長が指名する理事 1 人 (2) 附属図書館長 (3) 産官学連携推進本部長 (4) 各研究科長 (5) 教育研究支援部長 (6) 経営企画部長 (7) 施設課長 (8) その他学長が必要と認める者 |

*安全衛生委員会の委員のうち第4号の者は、過半数代表者の推薦に基づき指名する。

注意：構成員の用語について

その他学長が指名する職員・・・0人でも可、学内者

学長が指名する職員・・・必ず選ぶ

その他学長が必要と認める者・・・0人でも可、学外者でも可